

2月定例県議会・一般質問のために

2014年3月6日 日本共産党・火爪弘子

(1) 県民の暮らしと新年度県予算案

安倍内閣が4月に予定する消費税8%への増税は、年間約8兆円の国民負担増で、大和総研の試算でも年収500万円の4人家族の子育て世帯では、年間10万2,800円にもなります。前回17年前の消費税増税時は、所得税・住民税あわせて約7兆円の増税でしたから、まさに史上空前の大増税です。しかも、アベノミクスによる円安などで今でも、ガソリンや小麦、食料油をはじめ生活必需品の高騰が、暮らしを圧迫しています。ニッセイ基礎研究所は、それだけで物価は2%以上上がっており、さらに消費税増税で2.4%上昇すると予測しています。

安倍内閣がこれだけ県民の暮らしを脅かしているなか、地方自治体が県民の暮らしを守る立場で何ができるのか。

全国的には、補正予算で福祉灯油を実施したり、消費税増税対策の一貫とも位置付けて乳幼児医療無料化を思い切って拡大する県などもあると聞いています。

新年度の県予算案は、「県民の暮らしと商売応援予算」を多くの県民が期待しているのではないのでしょうか。

インターネット保険会社、ライフネットが今月5日、消費税増税を控えて「2014年に見直したいもの」に関する調査結果を発表しています。最も多かったのが「外食・飲み会費」68.8%、次いで「旅行などの娯楽費」47.0%、「家庭の食費」46.2%などでした。もちろん、新幹線開業対策も大事なのですが、県民の暮らしにゆとりがなく、国民全体が旅行や外食をこうやって控えるなかでは、県民ぐるみの「おもてなし」と言っても、盛り上がりにはおのずと限界があるでしょう。

今回の新年度県予算案には、なにか県単独の思い切った県民負担軽減策を盛り込み、県民を激励することが必要だったのではないのでしょうか。知事の見解をうかがいます。

この点で、経営管理部長には、4月から予定されている消費税増税分を県民負担に上乗せするおもな使用料・手数料とその見込み額、また、県が負担する新年度一般会計における増税分負担総額をどの程度見込んでいるか伺います。そのうち含まれる公共事業費における負担増と、それとは別に県立中央病院の負担増の試算額もあわせてお答え願います。

安倍内閣は、消費税で約8兆円の増税をしながら、政府予算案で社会保障の充実には、政府の説明でも4,962億円程度しか盛り込みませんでした。消費税増税は、社会保障のためとの言い訳は、まったく破綻しています。しかも、高齢者にも負担増のラッシュです。県内でも1月末、1,106人の年金受給者のみなさんが、年金削減に

抗議し、富山年金事務所に不服審査請求をしています。

政府が4月からは予定している、70歳から74歳の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げにも怒りの声があがっています。そして今回県は、この政府の動きに合わせて、県単独医療費助成制度のなかの65歳から69歳までの軽度障害者の医療費負担を、同じく1割から2割に引き上げるとしています。確かに、この制度の在り方を検討した際に、国の動きに合わせて2割への負担増を凍結してきた経過がありました。しかし、消費税増税と年金削減のこの時期に、機械的に国に合わせての凍結解除はいかななものでしょうか。県内障害者6団体からは連名で、県と市町村が5%ずつ負担しあって、65歳から74歳の軽度障害者の負担だけは1割に据え置くよう求める要望書が知事に提出されています。これをどう受け止めておられるか、知事にうかがいます。

また、今回の結論の出し方には、各方面からさまざまな意見が寄せられています。この間、障害者差別禁止条約批准をめざす国内法整備の動きのなかで、障害者施策を「障害者ぬきには決めない」「あくまで当事者参加で」との流れが大きく広がってきました。内閣府の障害者政策委員会も、その精神で運営されていると認識しています。また、そもそも富山県においては、以前から県と障害者団体との信頼関係と連携は、他県にも増して強かったはずでありました。県単独医療費助成制度が全国一と言われる厚みをもっているのも、県と市町村と障害者団体などの三者が、ともに力をあわせて制度を積み上げてきたからに他なりません。ところが、今回の結論の出し方は、一方的な伝達だったのではないのでしょうか。

市町村に対しても、11月に電話一本で事務的に伝えられ、制度維持を要望していたにもかかわらず、2月の記者発表直前に一方的に結論が伝えられたとの話を一部の自治体から聞いています。だから、実施時期をめぐる問題も、ギリギリの結論になったのではないのでしょうか。厚生部長の答弁を求めます。

さて、景気回復のためには賃金引き上げが喫緊の課題です。そして、民間給与を下げないためにも、公務員の賃下げは止めるべきと主張してきました。賃上げが叫ばれる今春、県職員給与の臨時的削減も、もうスッパリと止めるべきではないのでしょうか。

地域手当の支給も、勤務地で差別することなく一律3%支給にすべきだと思います。これだけコンパクトな県なのに、富山市勤務の職員にだけ手当を支給するというのも、地域事情になじまないとの指摘が、これまでも各方面から上がっていました。そもそも、地域手当そのものを採用しているのは29都道府県だけだそうですが、うち富山のように総務省の言うがままのやり方をしているのは6道県だけだと聞きました。しかも、うち4つは、北海道など県内の賃金格差が大きいところです。この際3%一律支給にすべきではないのでしょうか。知事にうかがいます。

この問題の最後に、県西部水道水供給事業の県水単価引き下げによる市民負担軽減

効果についてうかがいます。今回の県予算案のなかでは、貴重な県単での負担軽減措置として歓迎しています。わが党は、この間の予算要望のなかで、県水単価を引き下げの場合は、受水団体に対して住民負担軽減への期待も伝えることも企業局に要望もしてきました。今回、消費税増税時期と重なったので市も苦しかったと思いますが、県の努力が水道料金引き下げにどの程度つながったのか、水道料金の県内東西間格差の緩和に少しは役立ってきたのか、公営企業管理者にうかがいます。

(2) 県内経済・雇用対策について

次に、景気・雇用対策についてうかがいます。

安倍内閣の成長戦略は、依然として大企業がもうかれれば、いずれ国民にも、中小企業にも富がまわるはずだという新自由主義が唱える「トリクルダウン」の理論に立っています。しかし、この理論はすでに破たんしていると言わなければなりません。大企業が史上空前の利益をあげても、賃金は下がり、国民は総体として貧しくなって、内需が冷え込んできたことが、日本経済をここまで追い込んできました。

また、アベノミクスには、また生産拠点の海外進出による国内産業の空洞化にもまともな対策はありません。2013年の日本の貿易赤字は、円安や海外生産の増大で1兆4745億円と、過去最高となりました。

その結果、昨年10月から12月期のGDP速報値も、実質で0.3%増、年率換算で1.0%増と早くも失速。日本経済研究センターの集計でも、2014年度の実質成長率を多くのエコノミストが、1%以下と予測しています。アベノミクスの失速を、多くの専門家が指摘しつつあります。

日本共産党は国内需要の喚起のため、消費税増税をやめ、大企業の内部留保の一部を賃上げに回し経済に循環させること、最低賃金を引き上げ、その分を含めて地域の中小企業に思い切って財政支援することを主張してきました。

この立場から今日は、パナソニック北陸3工場の売却問題についてうかがいます。

わが党は、県外大手企業の誘致を歓迎しても、それをけっしてバラ色に描いてはならないと主張してきました。大規模リストラも、撤退もあるからです。また、税金から多額の助成金を交付するかぎりは、それにみあった県内の雇用確保や利益の地域循環を求める県の立場が明確でなければならないと、繰り返し提言してきたところです。

その点で、昨年12月20日に公表されたパナソニック北陸3工場の売却は、極めて重大だと言わなければなりません。4月1日から工場を引き継ぐ合弁企業の決定権は、資本金51%を握るイスラエル企業「タワージャズ」が握ることになるでしょう。パナソニック社員からは「昨年8月頃から合弁の噂が流れ、11月末にはイスラエル企業との話がリークされた。その時に、県がどうして、それを回避するためにもっと努力してくれなかったのか」との声が寄せられています。

知事は、11月議会の自民党代表質問に答えて、11月27日にパナソニックA I

S社より「自社での生産は守る」「売却は考えていない」との説明を受けたと述べられました。であるならば、年末に売却の発表があった時に、パナソニックに抗議し、売却の撤回を強く申し入れるのは当然の話です。しかし、少なくともそうした報道はありませんでした。パナソニックには、少なくとも富山県が15億円、魚津市は環境整備を含めて43億円の税金を投入してきました。今回の発表は、多額の支援をしてきた富山県と県民、特に魚津市と市民を、まったく裏切るものと言わなければなりません。知事の見解をうかがいます。

パナソニックは、県内をふくむ北陸3工場で2,000人の雇用を維持すると言っているとのこと。しかし、今年4月1日時点ではそうであっても、関係者が心配しているのは数年の間の、事業の縮小・閉鎖の可能性が否定できないということです。

また、11月28日の日刊ゲンダイは、タワージャズ社が2年前に買収したマイクロンジャパンの兵庫県西脇工場では、厳しい労働条件のなか2年間で3割近くの従業員が退職を余儀なくされたと紹介しています。

県はパナソニックとタワージャズの双方に、計画の再検討とともに、将来にわたっての労働条件と雇用の維持を強く働きかけるべきだと思います。商工労働部長にうかがいます。

昨年6月議会の質問で、県の企業立地助成金の交付要綱に、こうした事態にも備えた助成金返還規定を盛り込むよう提案しました。昨年末の常任委員会で今年度中に要綱を改定する旨報告されたと聞いています。すでに、長野、大阪、兵庫の3府県が返還額の算定ルールを要綱に明文化しているそうです。県民の税金から多額の交付金を受けて立地する企業の社会的責任、モラルは当然求められなくてはなりません。そうでなければ、苦境のなかで歯を食いしばって頑張っている県内中小企業に説明が付きません。交付要綱改定の概要はどうなるのか、部長にうかがいます。

さて、厚生労働省が昨年9月に「ブラック企業」が疑われる事業所への、いっせいで立ち入り調査を行いました。結果については、4日の答弁で紹介がありました。実に調査した事業所の80.2%に違法な時間外労働や、賃金未払い残業など、なんらかの法令違反があったと聞いて驚いています。しかもパワハラなどは、現在の法律では規制できません。

わが党は、今国会に「ブラック企業規制法案」を提出していますが、新年度から新卒者の離職率の公表など、その一部がすでに実施されることになっています。県が、今回の調査結果をどう受け止め、今後改善・対策にどう取り組むのかうかがいます。

(3) 並行在来線問題

次に、あいの風とやま鉄道と並行在来線についてうかがいます。

金沢・富山間にシャトルタイプの新幹線が走ることになったとしても、「関西・中京方面の特急廃止を前提に」との話は、なかなか歓迎できません。特急の存続を知事には、最後まであきらめないでいただきたいと思います。

あわせて、もしシャトル新幹線が走った場合、並行在来線の利用客がどの程度シャトル新幹線に移るのか、その「逸走率」が心配されます。県は、あいの風とやま鉄道まかせにせず、知事とJRとの間の交渉にかかわる話ですから、責任をもって試算し、必要であれば経営計画のなかの需要予測や、収支見直しを変更し、開業前にその対策をたてる必要があるのではないのでしょうか。知事にうかがいます。

代表質問の知事答弁にもあったとおり、並行在来線問題でのJRとの交渉もまだまだ問題山積です。今回はそのなかから、JR切符をあいの風とやま鉄道の駅でも買えるようにする問題と、経営分離前の施設の前倒し修繕がどこまでできるのかをうかがっておきます。特に、心配の声強い問題です。JRとの交渉継続を強く要望し、知事政策局長にうかがいます。

並行在来線の富山・東富山間の新駅については、駅東側の測量費などが予算案に計上されています。同時に駅舎西側にも乗降口が設置されることになるわけで、西側住民からは排水対策や県道からのアクセスを心配する声も上がっています。市とも協力し、役割分担をしっかりと行って、住民の要望を十分に計画に反映し、進めて欲しいと思います。どう取り組んでいくのか、土木部長にうかがいます。

(4) 介護保険制度と認知症対策

最後に、介護問題についてうかがいます。

安倍内閣が2月12日国会に提出した「医療・介護総合推進法案」に、関係者から強い批判の声があがっています。この法案は、医療・介護の様々な分野に、支給削減と国民負担増を盛り込む重大なものだからです。

なかでも、要支援1・2の方が利用するデイサービスやホームヘルプサービスを介護給付から外して、平成29年度から市町村が行う新しい総合支援事業に移行させようとするのは重大です。中央社会保障審議会が昨年11月から12月に実施したアンケート調査では、回答した620の全国の自治体、広域連合のうち、地域支援事業への移行が可能とこたえたのは16.1%に過ぎず、不可能との回答が31.3%にのぼりました。県内でも、12月議会では滑川・立山・上市の3議会が「認知症の人と家族の会」からの陳情を受けて「反対の意見書」を全会一致で採択しています。

また、厚生労働省の研究班の調査では、65歳以上の高齢者のうち認知症の人の割合が15%、それ以外に「予備軍」と言われる軽度認知障害の人が13%、あわせて高齢者の実に4分の1を占めているとのこと（2012年）。明日は我が身です。日本民主医療機関連合会の昨年9月から11月の調査によれば、訪問介護を利用する

要支援者の81.4%、通所介護を利用する人の87.7%が何らかの認知症を抱えていると言われていました。

関係者が強く指摘しているのは、要支援のうちに専門職による介護ケアが受けられなければ、認知症が悪化する可能性が高まるということです。そうすれば、介護度が重度化する高齢者を逆に増やし、介護保険給付費の増大を逆に招く結果になるということです。初期・軽度の人への専門的ケアこそが、認知症と介護度の悪化を防ぐカギだと関係者は強調しておられます。この制度変更は、なんとしても食い止めなければなりません。厚生部長の見解をうかがいます。

県は新年度、県内在住の認知症高齢者の実態調査を13年ぶりに実施します。先月10日には、その第一回実施委員会が開催されました。そこで、今回の第一次調査は、対象者への訪問調査ではなく、郵送で行うとの事務局案が示されました。しかし、これに対して、当事者団体の委員からは「特にこの認知症の調査は郵送では正確な結果が出ない」「回答率も下がるので今回も訪問調査で行うべき」との意見が出されたと聞いています。平成2年の調査、平成8年の調査、と同じように、今回も第一次調査、第二次調査、ともに訪問調査で実施すべきではないでしょうか。部長にうかがいます。

最後に、この間たくさん造成された「基金」の運用に関連してうかがいます。

様々な交付金とそれを積み立てた「基金」が何に使えるのかは、年度ごとに変更があり、政権交代があったりで、政府にも自治体にも一部混乱がありました。その使途や「基金」残高について県と市の間での、意志疎通の不十分さもあって、特別養護老人ホームの個室化（ユニット化）改修のための県補助金が、市の確約にも関わらず、一部の社会福祉法人に配分されないという事例が生まれています。事業者に落ち度はまったくありません。新年度国予算や補正予算での配分も含めた、県の対応を強く要望し、部長の見解をうかがって私の質問を終わります。